

高齢者グループホーム双壽園

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(阿南市指定 第 3670400013 号)

当事業所はご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

◇◆◇ 目 次 ◇◆◇

1. 施設経営法人	1
2. 施設の概要	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	2
6. 苦情の処理について	7
7. 運営推進会議の設置	8
8. 福祉サービス第三者評価の実施	9
9. 非常災害時の対応	9
10. 事故発生時の対応（損害賠償）について	9
11. サービスにあたっての留意事項	10
12. 個人情報の取り扱い	10
13. 重度化した場合の対応	11
14. 重要事項説明書添付文章	13

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 双葉会
- (2) 法人所在地 徳島県阿南市見能林町南林 260-3
- (3) 電話番号 0884-22-2913
- (4) 代表者氏名 理事長 坪光良直
- (5) 設立年月 昭和 57 年 2 月 16 日

2. 施設の概要

- (1) 施設の種類 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- (2) 施設の目的 高齢者グループホーム双壽園 (以下、当施設) は、介護保険法令に従いご利用者が認知症により自立した生活が困難になったとき、家庭的な環境のもとで、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことが出来るよう支援を目的として介護サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 高齢者グループホーム双壽園
- (4) 施設の所在地 徳島県阿南市見能林町南林 258-5
- (5) 電話番号 0884-24-8855
- (6) 施設長氏名 坪光 良直
- (7) 管理者氏名 伊沢 英邦
- (8) 当施設の運営方針
常にご利用者の立場にたち、可能な限りのホームにおいて自立した生活が出来るよう、保健、医療、福祉の事業者との連携により効果的なサービスが受けられるよう努め、ここにいてよかったという安心感と我が家のようなぬくもりを感じられる運営に努めます。
- (9) 開設年月日 平成 13 年 3 月 19 日
- (10) 入所定員 9 人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室をご用意しています。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	9 室	全室ベッドを備えています。
食堂・台所	1 室	
浴 室	1 室	
トイレ	2 室	

☆居室の変更：ご利用者・ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者・ご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 管理者（兼務可）	1 名	1 名
2. 介護職員（ご利用者3名に対し介護職員1名）	3 名以上	3 名
3. 介護支援専門員（兼務可）	1 名	1 名
4. 看護職員（配置基準の義務なし）	必要数	0 名

《主な職種の勤務体制》

職種	勤務体制
1. 介護職員 2. 看護職員	早出 7：00～16：00 日勤 9：00～18：00 遅出 10：00～19：00 夜勤 17：00～ 9：00
3. 管理者 4. 介護支援専門員	日勤 8：30～17：30

※その他、ご利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、以下の2つがあります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 (介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割から7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は、介護保険負担割合証（全体の1割から3割）の金額となります。①～⑥のサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご利用者、ご契約者と協議の上、介護サービス計画書に定めます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・ご利用者

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣服の着脱、洗髪、洗身、整容の介助を行います。
- ・ご利用者の身体の状態や当施設の設備で入浴が困難場合には清拭を行います。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練（生活リハビリ）

- ・ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するよう努めます。

⑤ 健康管理

- ・日常的な健康管理を行い、必要時には関連医療機関と連絡調整を行います。また別途「重度化した場合における対応に関する指針」を定めます。

⑥ その他自立への支援

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・社会参加の機会をできるだけ持って頂けるように努めます。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉

(1) 下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払ください。(サービスの利用料金のご利用者の要介護度、及び介護保険負担割合証(1割負担・2割負担・3割負担)に応じて異なります。)

1. 認知症対応型生活介護事業施設サービス費 《基本部分(1日につき)》

※介護保険負担割合証(1割負担の場合)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	(761単位) 7,610円	(765単位) 7,650円	(801単位) 8,010円	(824単位) 8,240円	(841単位) 8,410円	(859単位) 8,590円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,849円	6,885円	7,209円	7,416円	7,569円	7,731円
3. サービス利用料に係る自己負担額(1割)	761円	765円	801円	824円	841円	859円

※介護保険負担割合証(2割負担の場合)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	(761単位) 7,610円	(765単位) 7,650円	(801単位) 8,010円	(824単位) 8,240円	(841単位) 8,410円	(859単位) 8,590円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,088円	6,120円	6,408円	6,592円	6,728円	6,872円
3. サービス利用料に係る自己負担額(2割)	1,522円	1,530円	1,602円	1,648円	1,682円	1,718円

※介護保険負担割合証(3割負担の場合)

	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入所者の要介護度とサービス利用料金	(761単位) 7,610円	(765単位) 7,650円	(801単位) 8,010円	(824単位) 8,240円	(841単位) 8,410円	(859単位) 8,590円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,327円	5,355円	5,607円	5,768円	5,887円	6,013円
3. サービス利用料に係る自己負担額(3割)	2,283円	2,295円	2,403円	2,472円	2,523円	2,577円

☆但し、認知症対応型共同生活介護費における身体拘束廃止未実施減算別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算致します。

☆但し、認知症対応型共同生活介護費における高齢者虐待防止措置未実施減算、業務継続計画未策定事業所に対する減算として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算致します。

2. 認知症対応型生活介護事業施設サービス費 《 加算部分 》

加 算 名	1 割負担 の場合	2 割負担 の場合	3 割負担 の場合	加算条件
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	22 円/日	44 円/日	66 円/日	・介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 70%以上である場合
認知症専門ケア 加算（Ⅰ）	3 円/日	6 円/日	9 円/日	・認知症ケアに関する専門研修終了職員を 1 人以上配置し、認知症ケアの体制を整えている場合 ・入所者の総数のうち、日常生活自立度のランクⅢ以上が 2 分の 1 以上であること
初期加算	30 円/日	60 円/日	90 円/日	・施設での生活に慣れる為に様々な支援を必要とすることから、入居日から 30 日間 ・医療機関に 1 か月以上入院したのち、退院して再入居した場合
入院時加算	246 円/日	492 円/日	738 円/日	・退院後の再入居の受け入れ態勢を整えている場合、ひと月に 6 日を限度として算定できる
退居時情報提供 加算	250 円/回	500 円/回	750 円/回	・医療機関へ退居する入居者の心身の状況、生活歴等を示す情報を、退去後の医療機関に対して提供した場合（1 人につき 1 回限り）
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	介護報酬所定単位数に 18.6%を乗じた単位数			・当該加算の算定要件を満たす場合の 1 月当たりの加算料金です。
科学的介護推進体制加算	40 円/月	80 円/月	120 円/月	・入所者・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に 3 ヶ月に 1 回提出している場合。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせてご利用者の負担額を変更します。

☆ご利用者が、医療機関に入院する必要がある場合であって、入院後 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び入居することができる体制を確保している場合に入院時加算として算定させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

- ① 買い物、行政機関の手続きの代行
利用料金：実費（代行業務には費用は発生しませんが、買い物や手続きに係る費用は、ご利用者負担となります。）
- ② 医師の往診等、通院、内服処方等の費用 利用料：実費
- ③ 日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
- ④ おむつ代：実費（当施設で購入代行することが可能です。）
- ⑤ 趣味のための必要経費 利用料金：実費
- ⑥ 理容サービス：実費（訪問理美容サービスの利用が可能です。）

(3) 上記サービス利用料金のほか施設利用料金

・管理費 月額 28,000 円

（管理費とは、居室のご利用料です。持ち込みの家具、電化製品は原則自由ですので、職員にお尋ね下さい。また、入院及び外出中もご負担いただきます。）

・生活諸費 月額 13,000 円

（水道光熱費等についての費用です。）

・食材料費 日額 1,450 円

☆月途中から入居した場合または月途中で退居した場合には、期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「入居日」及び「退居日」とは、以下の日を指します。

入居日・・・利用者等が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、実際に入居した日

退居日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。

お支払い方法は、窓口支払い、口座振込、口座振替の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。手数料に関しましては、ご利用者・ご家族負担とさせていただきます。）

(5) 介護の場所

ご利用者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、ご利用者に対してその居室の他、共有場所でサービスを提供します。その必要性の判断は、ご利用者の意思を確認し、ご利用者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

(6) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記医療機関その他、希望する医療機関において診療や入院治療を受けることが出来ます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人医正会 原田医院
所在地・電話番号	阿南市桑野町岡元 5-1 TEL:0884-26-0101
診療科	内科、循環器科、消化器科、呼吸器科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	吉田歯科医院
所在地・電話番号	阿南市津乃峰町東分 68 TEL:0884-27-0154

☆通院はご家族にて対応して頂き、入院医療機関につきましては、ご利用者、ご家族の意向をできるだけ取り入れますが、病院側の都合により沿いかねる場合もあります。

(7) バックアップ施設

ご利用者の身体状態が重度化した場合や当施設での介護サービス等（入浴支援及び医療的支援）が困難となった場合、やむを得ず生活の継続が困難となった場合は、ご利用者・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

下記施設は、当施設のバックアップ施設となっています。但し、下記施設への優先的な入居を保証するものではありません。また、下記施設への入居を義務付けるものでもありません。

施設名	地域密着型特別養護老人ホーム双葉の丘
所在地・電話番号	阿南市見能林町南林 30-1 TEL:0884-23-2882

6. 苦情処理について

当施設では、ご利用者からの苦情に適切に対応する体制を整えています。当施設における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し苦情解決に努めることに致します。

- | | | |
|-----------|-----------|----------------|
| ○ 苦情解決責任者 | 管理者 | 伊沢 英邦 |
| ○ 苦情受付担当者 | 管理者 | 伊沢 英邦 |
| ○ 第三者委員 | (1) 栗飯原豊弘 | 0884 (23) 2426 |
| | (2) 幸泉道子 | 0884 (22) 1087 |

(1) 苦情解決の方法

①苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。尚、第三者委員に申出することもできます。

②苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と、誠意をもって話し合い解決に努めます。その際、苦情申出人は第三者委員の助言や、立会いを求めることができます。尚、第三者委員の立会いによる話し合いは次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

（２）下記の行政機関でも苦情を受け付けます。

阿南市 介護保険課	所 在 地 電話番号	徳島県阿南市富岡町トノ町 12-3 0884-22-1793
徳島県 国民健康保険団体連合会	所 在 地 電話番号	徳島県川内町平石若松 78-1 088-666-0117
徳島県社会福祉協議会 (徳島県運営適正化委員会)	所 在 地 電話番号	徳島県徳島市中昭和町 1-2 県立総合福祉センター 3 階 088-611-9988

7. 運営推進会議の設置

当施設では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進協議会を設置しています。

<運営推進会議>

構 成： 利用者代表 利用者家族代表 地域住民代表
阿南市介護保険課職員 地域包括支援センター職員
認知症対応型共同生活介護について知見を有する者

開 催： 隔月で開催

会議録： 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 福祉サービス第三者評価の実施

地域密着型サービスは、サービスの質の確保の観点から、少なくとも年に1回は都道府県が認証した評価機関の実施する第三者評価又は運営推進会議による評価を受け、その結果を公表することが義務づけられています。

・第三者評価の実施の有無	有
・実施した直近の年月日	2021年11月10日
・実施した評価機関の名称	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
・評価結果の開示状況	WAMNETで掲載、事業所内掲載

※但し、認知症対応型共同生活介護事業所については、令和3年度より、都道府県が認証した評価機関による評価から、事業所が自らその提供するサービスの質を評価し、これを運営推進会議等に報告した上で公表する仕組みへと変更になっています。

9. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画、地震防災対策計画（地震・津波マニュアル）に沿って対応を行います。また避難訓練（地震・津波）を年2回実施しております。

下記(1)から(3)は『地震防災対策計画』一部抜粋です。

- (1)阿南市作成の津波被災マップ「南海トラフ巨大地震・津波にそなえて」の津波防災マップでは、双葉会が運営する事業所は標高6メートル以上とされています。また、津波被害を設定される基準水位では、0メートルと想定されています。そのため、津波発生時においても施設利用者の生命、身体を保護するため、施設内での待機とします。
- (2)身体状態（例：自力歩行可・車椅子使用・寝たきり状態）により避難誘導の優先順位（トリアージ）をさせて頂くことがあります。
- (3)地震による二次被害（火災）が発生した場合には、社会福祉法人双葉会消防計画に沿った対応及び、避難誘導を行わせて頂きます。

10. 事故発生時の対応（損害賠償）について

- (1)当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに市町村、ご契約者又はご利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じさせて頂きます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録することと致します。
- (2)事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものと致します。
- (3)当施設は、利用者に対するサービスの提供により発生した事故等により利用者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は速やかにその損害を賠償します。ただし、当施設の故意または過失によらない場合は、この限りではありません。尚、当施設は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
保障の概要	事業所内外における業務上の過失の保障（但し、車両事故は除く）

11. サービスにあたっての留意事項

- ・サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示して下さい。
- ・サービスの利用の際には、医師の診断書（認知症）が必要となります。
- ・当施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ・他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ・利用者が、故意又は重大な過失により、事業所又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、ご利用を継続しがたい事態を発生させた場合には、サービスの提供を中止又は終了させていただく場合があります。

12. 個人情報の取り扱い

当施設が保有するご利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いについて、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ります。

（１）利用目的

当施設では、ご利用者・ご契約者から提供されたご利用者およびご契約者・身元引受人・ご家族等に関する個人情報を、下記の目的以外に使用致しません。

- ① ご利用者に提供する介護サービス等
- ② 介護保険事務
- ③ ご利用者のために行う管理運営業務（入退所等の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上等）
- ④ 施設のために行う管理運営業務（介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料の作成、施設等において行われる学生等の実習への協力、職員の教育のために行う事例研究等）

（２）第三者への提供

当施設では、下記の利用目的のためにご利用者およびご契約者・身元引受人・ご家族等の個人情報を第三者に提供することがあります。

- ① 介護保険事務などの施設業務の一部を外部へ提出を行う場合
- ② 他の介護事業所等との連携（サービス担当者会議等）及び連絡調整が必要な場合
- ③ ご利用者の受診等にあたり、外部の医師の意見・助言を求めるため会議記録やケアプラン等を提供する場合
- ④ ご契約者・身元引受人・ご家族等への心身状態や生活状況の説明

- ⑤ 研修等の実習生やボランティアの受け入れにおいて必要な場合
- ⑥ 介護保険申請等に係る手続き
- ⑦ 損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談又は届出等
- ⑧ 保険者等、行政機関や他の関係機関からの照会への回答
- ⑨ 外部監査機関、評価機関等への情報提供
- ⑩ 介護保険審査支払機関へのレセプト請求及び介護保険審査支払機関からの照会への回答

(3) ご利用者に関するお問い合わせへの対応

当施設では、ご利用者に関する来園やお電話でのお問い合わせに対し、慎重に対応させて頂いております。

ご利用者のプライバシーに関わる個人情報につきましては(2)の場合を除き外部に対し情報提供致しませんが、ご利用者が施設を利用されているかどうかについてのみ、お問い合わせに対して情報提供させて頂きます。お問い合わせに対し回答して欲しくない方のご指定や、情報提供範囲についてのご希望がおりの場合は遠慮無くお申し出下さい。

(4) 施設内での写真の掲示及び施設広報誌等でのお名前、写真の掲示

当施設では、外出や行事等の楽しい思い出を、参加されたご利用者に楽しんで頂くため、できるだけたくさん掲示するようにしております。またご利用者のご契約者・身元引受人・ご家族、施設外の方々に施設への理解を深め、施設での様子を知っていただくため、施設広報誌にお名前やお写真を掲載することがあります。

施設内での写真の掲示、施設広報誌等へのお名前・お写真の掲載について希望されない場合は遠慮無くお申し出下さい。

13. 重度化した場合の対応

ご利用者が重度化した場合の対応としては、別途定めるご利用者様が重度化した場合の対応に関する指針に沿って対応を行います。

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

年 月 日

認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 徳島県阿南市見能林町南林 260-3
事業者名 社会福祉法人 双葉会
高齢者グループホーム双壽園
代表者氏名 理事長 坪光 良直 印

説明者 社会福祉法人双葉会
高齢者グループホーム双壽園
説明者氏名 管理者 伊沢 英邦 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、認知症対応型共同生活介護事業サービスの提供の開始に同意しました。

ご利用者住所：_____

氏 名：_____ 印

ご契約者住所：_____

氏 名：_____ 印

続 柄：_____

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 木造平屋建て
- (2) 建物の延べ床面積 280.75 m²
- (3) 施設の周辺環境

○阿南室戸国定公園一角。北の脇海水浴場の一段と高い丘の上に位置し広い海、広い砂浜、広い松林に潮騒と小鳥の囀りを聞く天与の景勝地。

○同敷地内にケアハウスタラサ双葉、双葉会デイサービスセンター、双葉会居宅介護支援事業所、地域密着型特別養護老人ホーム双葉の丘、小規模多機能居宅介護ウィズ双葉、高齢者お世話センターがあり連携を図っています。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- ・介護職員 ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談、助言を行います。9名のご利用者に対して日中3名、夜間1名の介護職員を配置しています。
- ・計画作成担当者 それぞれのご利用者に応じた援助の目標を具体的にたて、内容を記録しケアプランの作成をします。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については入所後作成する「認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）」に定めます。

「認知症対応型生活介護サービス（ケアプラン）」の作成及びその変更は次のとおり行います。

①当施設の計画作成担当者（ケアマネージャー）に介護計画（ケアプラン）の原案作成を担当させます。

②介護計画（ケアプラン）の原案について、計画作成担当者よりご利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定します。

③介護計画（ケアプラン）、3ヶ月に1回、もしくはご利用者及びその家族の要請に応じて、変更の必要がある場合には、ご利用者及びその家族等と協議して、サービス計画を変更いたします。

④介護計画（ケアプラン）が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご利用者に対してサービスを提供するに当たって、次の事を守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師又は看護職員との連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご利用者が受けている要介護認定の有効期間満了の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又は代理人の申請に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑥ ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するに当たって知り得たご利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身の情報を提供します。

5. ご利用者からの解約・契約解除の申し出があった場合

契約の有効期間であっても、ご利用者・ご契約者から当事業所の退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する7日前までに解約届出書をご提出ください。

- ① ご利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご利用者の心身の状況が要支援と判定された場合
- ③ 他施設への入所契約が締結した場合
- ④ 事業者が破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照ください)

但し、以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める認知症対応型生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

- ⑥ 他のご利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

6. 事業者からの契約解除を申し出た場合

事業者は、ご利用者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除する事ができます。

- ①ご利用者が、契約締結時にご利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご利用者、ご家族、ご契約者により、契約書第8条第1項から第5項に定めるサービスの利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

解約に際してご利用者の心身の状況やその置かれている立場を踏まえ、居宅介護支援事業所や地域包括支援センター、市町村への連絡やその他のサービスの確認等の必要な援助を行います。